

伊達市一般不妊治療費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、一般不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、一般不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 夫婦 戸籍法(昭和22年法律第224号)に規定する婚姻の届出をしている者又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)に規定する外国人登録をしている婚姻中の者をいう。
- (2) 一般不妊治療 不妊症の原因疾患に対して医療機関で行われる検査及び療法をいう。
- (3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)
 - イ 船員保険法(昭和14年法律第73号)
 - ウ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
 - エ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
 - オ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
 - カ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (4) 医療費 医療保険各法に規定する療養に要した費用(健康保険法第76条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した額)をいう。
- (5) 自己負担額 医療費から医療保険各法に規定する保険給付及び法令等により国又は地方公共団体が負担する額を控除した額及び医療保険適用外治療費の合計額とする。

(助成の対象者)

第3条 助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす夫婦とする。

- (1) 夫婦で一般不妊治療を受けていること。
- (2) 夫婦のいずれか又は両者が本市の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 医療保険各法に規定する被保険者又は組合員若しくは被扶養者であること。
- (4) 夫婦ともに市税及び国民健康保険税を滞納していないこと。
- (5) 他の市区町村において、同一の一般不妊治療に要した経費の助成を受けていない又は受ける見込みがないこと。

(助成の対象治療)

第4条 助成の対象となる一般不妊治療は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 医療保険適用の不妊検査及び治療
- (2) 医療保険適用外の人工授精

(助成の対象経費)

第5条 助成の対象経費は、夫婦が前条に規定する一般不妊治療に要した医療費の自己負担額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、医療保険各法の規定による保険者又は共済組合の規約等の定めるところにより、一般不妊治療に要する費用に対し給付がなされる場合には、当該給付の額を控除した額とする。

(助成金の額等)

第6条 助成金の額は、前条に定める助成の対象経費の10分の10の額とする。ただし、支給する助成金は、予算の範囲内において、1年度につき3万5千円を限度とする。

2 助成金の対象となる1年度は、3月診療分から翌年2月診療分までとする。

3 助成金は、同一夫婦について1年度につき1回とし、通算して3回を限度とする。ただし、一般不妊治療により出産に至った夫婦が再び一般不妊治療を受ける場合は、出産の前に助成を受けた回数を通算しない。

(助成金の交付申請等)

第7条 助成金の交付を受けようとする対象者は、伊達市一般不妊治療費助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に助成金の交付申請をするものとする。

(1) 伊達市一般不妊治療医療機関等証明書(様式第2号)

(2) 一般不妊治療費の領収書

(3) 保険証の写し

(4) 市税等の完納証明書

(5) その他市長が必要と認めた書類

2 前項に規定する助成金の交付申請の期限は、当該一般不妊治療を受けた日の属する年度の3月10日までとする。

(助成金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、伊達市一般不妊治療費助成金交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第9条 前条の規定により交付決定を受けた申請者が助成金の交付を受けようとするときは、伊達市一般不妊治療費助成金請求書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(支給原簿)

第10条 市長は、伊達市一般不妊治療費助成金支給原簿(様式第5号)を備え、助成金の受給者及びその支給状況を明らかにするものとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、当該助成金を返還させるものとする。

(調査等への協力)

第12条 この告示に基づき助成金の交付を受けた者は、当該助成金の執行等に関し、市長が必要な調査等を行うときはこれに協力するものとする。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年7月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年3月28日告示第60号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月28日告示第143号）

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成28年3月25日告示第35号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月19日告示第45号）

（施行期日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の伊達市不妊治療費助成金交付要綱の様式用の紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。